

柏原市一般廃棄物処理実施計画
(平成31年度)

第1章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1節 基本事項

1.計画の趣旨

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」の形成に向けて、ごみに関わる多様な主体による連携・協働のもと、ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、ごみとなったものについては安全・安心で安定的に適正処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、平成31年度におけるごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、収集・運搬・処分等について、必要な事項を定めるものである。

2.計画区域

柏原市全域

3.計画期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4.計画の対象とする廃棄物とその区分

本市で発生する全ての一般廃棄物(ごみ)

- ・家庭系ごみ(一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ)
- ・事業系ごみ(各種事業所の事業活動に伴って生じたごみ)

※事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物とする。

- ・地域清掃時ごみ・祭りごみ(地域の清掃、祭り等によって排出されるごみ)

5.ごみの処理方法

(1) 一般家庭から生じたごみの処理については、次のとおりとする。

- ア. 可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみは、収集業者(市が家庭系ごみの収集運搬業務を委託した業者。以下「受託業者」という。以下同じ。)が戸別・集積場から市が定めるごみ収集日程により収集・運搬し、柏羽藤環境事業組合が処理する。
- イ. 引越しや片付け等で一時的に多量に排出されるごみは、排出者が受託業者に依頼し、分別・収集し柏羽藤クリーンセンターに運搬した後、柏羽藤環境事業組合が処理する。
また、排出者自ら家庭系ごみの処分を希望する場合は、柏原市環境対策課長から搬入証明書の交付を受けた後、柏羽藤クリーンセンターに搬入する。処理手数料については、柏羽藤環境事業組合手数料条例に基づく手数料を支払うものとする。
- ウ. 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)の対象5品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫を含む。)、洗濯機、衣類乾燥機)で家電小売店に引き取り義務のないものについて、排出者本人が郵便局で家電リサイクル料金を支払った上で、家電リサイクル法で指定する場所(以下「指定場所」という。)に搬入する。排出者本人の搬入が難しい場合は、市が有料で収集した上で、指定場所に搬入する。

- エ. 家庭系の使用済パソコンやバイクなど、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われているものについては、当該実施機関による処理を行う。
- (2) 事業系ごみについては、再生利用及び資源物の回収を図るとともに、事業者自ら、または本市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬業務を委託することで適正に処分する。
 - (3) 火災等の災害によって生じたごみは、排出者がごみ分別表に従い、分別・運搬したものは、柏羽藤環境事業組合の施設で処理可能な範囲において処理する。
 - (4) 危険性を有するもの(農薬、薬品、バッテリー等)、引火性を有するもの(ガスボンベ、廃油、塗料等)、その他市が処理困難なもの(タイヤ、ホイール、消火器、農業用機械等)は、排出者が専門の業者に依頼し、処理をする。
 - (5) 飼い犬、飼い猫等の動物の死体について、飼い主等からの申込みにより、市が有料で引取る。飼い主不明の動物の死体については市が無料で収集する。
 - (6) し尿は本市のし尿収集運搬業務受託業者が収集運搬し、芝山衛生センターにて処理を行う。
 - (7) 浄化槽汚泥は、本市の浄化槽汚泥収集運搬許可業者が収集・運搬し、芝山衛生センターにて処理を行う。
 - (8) 再資源化の促進が持続的に図られる特定の廃棄物(魚あら等)については、食品リサイクル法に基づき、国の登録を受けた再生利用事業者で資源化を図るものとし、再生輸送業(収集運搬のみ)を行うと長が認めた事業者に対し、指定を与える。

6.計画処理量

区分	排出量(t/年)
家庭系ごみ	16,119
事業系ごみ	5,059
地域清掃時ごみ・祭りごみ	733
計	21,911

第2節 処理計画

1.ごみの処理主体

分別区分	種類	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃ごみ	台所ごみ(生ごみ)	委託	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤環境事業組合
		紙屑			
		プラスチック製容器			
		家具類			
		寝具類			
		その他			
	不燃ごみ	陶磁器類			
		ガラス類			
		金属類			
		家電類			
		その他			
	資源ごみ	使用済小型家電	直営	再資源化業者	再資源化業者
		蛍光管・乾電池等の 廃水銀使用製品		廃水銀使用製品処理業者	廃水銀使用製品処理業者
		空き缶類(飲料用)	委託	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤環境事業組合
		空きびん類(飲料用)			
ペットボトル		直営	再資源化業者	再資源化業者	
古新聞など					
段ボールなど					
事業系ごみ	臨時ごみ	委託	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤環境事業組合	
	自己搬入ごみ	自己搬入			
	事業系ごみ	許可	柏羽藤環境事業組合		
自己搬入ごみ	自己搬入				
	地域清掃時ごみ・祭りごみ	直営	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤環境事業組合	

2. ごみの減量及びリサイクル促進の施策

(1) 出前授業

市内の市立小学校を対象に、環境対策課の職員がごみの分別や3R(リデュース・リユース・リサイクル)など、食品ロス削減についての授業を行うことで、循環型社会の形成や環境保全に対する意識啓発を図る。

(2) 使用済小型家電の回収

市内公共施設に使用済小型家電回収ボックスを設置し、家庭から排出された使用済小型家電を回収する。回収した使用済小型家電は、国の広域認定を受けた民間の再資源化業者に引き渡し、レアメタル等の有用金属等の再資源化を行う。

(3) ペットボトル・紙パックの拠点回収

市内公共施設等に回収ボックスを設置し、ペットボトル・紙パックを回収する。回収されたペットボトルについては、柏羽藤環境事業組合のペットボトル減容化施設への搬入・選別後、容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルを行う。

紙パックについては、選別後再資源化事業者によりリサイクルを行う。

(4) 古紙の拠点回収

市内公共施設のいくつかに回収ボックスを設置し、ダンボールや新聞紙など古紙を回収する。回収された古紙については、民間の再資源化業者に引き渡し、リサイクルする。公共施設(学校等を含む)内で排出される古紙類(機密文書を含む)はすべて溶解処理し、リサイクルを行う。

(5) 集団回収への助成金

循環型社会の形成を目指し、市内の自治会・子ども会等によるごみの減量と再資源化を目的とした集団回収事業に対して助成金を交付する。

(6) マイバック運動の推進

3R推進月間である10月に広報誌等を活用した啓発を行い、マイバッグキャンペーンを実施。レジ袋削減の取組を推進する。

(7) 食品ロスの削減に関する啓発

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」は家庭系ごみについても大きな影響を与えることから、市のホームページに情報や啓発ページのリンク情報を掲載することで削減のための啓発を行う。

3. その他の施策

(1) 環境美化推進員の設置

「柏原市犬のふんの放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱の防止に関する条例」に基づき、環境美化推進員を設置し、地域住民と協力して、地域の環境美化と清潔で美しいまちづくりに努める。

(2) 不法投棄対策

山間部を中心に定期的なパトロールを行うとともに、啓発看板等を設置し不法投棄の抑止に努める。また、不法投棄頻発箇所に設置している監視カメラを活用し、警察による不法投棄事案の捜査に協力する。

第3節 収集・運搬計画

1. 市が行うごみの収集・運搬

市が行うごみの収集・運搬の形態及び計画量等は、次のとおりとする。

分別区分	種類	形態	収集頻度	収集量(t/年)	搬入先	
家庭系ごみ	可燃ごみ	台所ごみ(生ごみ)	委託	週2回	13,751	柏羽藤クリーンセンター
		紙屑				
		プラスチック製容器				
		家具類				
		寝具類				
		その他				
	不燃ごみ	陶磁器類	委託	月1回	628	
		ガラス類				
		金属類				
		家電類				
		その他				
		使用済小型家電				直営
	蛍光管・乾電池等の 廃水銀使用製品	直営	随時	7	柏羽藤クリーンセンター	
	資源ごみ	空き缶類	委託	月 1～2回	521	柏羽藤クリーンセンター
空きびん類 外						
ペットボトル		直営	随時	37	再資源化業者	
古紙類			随時	112		
地域清掃時ごみ・祭りごみ	直営	随時 (申請制)	733	柏羽藤クリーンセンター		

2. 市が行う以外のごみの収集・運搬

市が行う以外のごみの収集・運搬の形態及び計画量等は、次のとおりとする。

分別区分	種類	形態	収集頻度	収集量(t/年)	搬入先
家庭系	自己搬入ごみ	自己搬入	随時	※1	柏羽藤クリーンセンター
事業系	自己搬入ごみ	自己搬入	随時	※2	
	事業系ごみ	市内許可業者	随時	5,059	

※1、※2については、合計値は1,061tで、内訳不明。

事業系ごみについては、排出事業者の減量化・リサイクル意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、排出事業者の多様な要請に対応していくため、事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度による収集運搬を基本とし、既存の収集運搬体制を確保する。

なお、一般廃棄物(ごみ)の収集運搬業の許可等に関する方針は、「柏原市一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥除く)の許可等に関する方針」に定める。

これらのほか、排出者自ら柏羽藤クリーンセンターに直接搬入することも可能とする。

3. 市が収集する家庭系・事業系ごみの排出方法等

(1) 定期的に収集するもの

分別区分	種類	内容	収集頻度	排出方法		
家庭系ごみ	可燃ごみ	台所ごみ(生ごみ)	週2回	無色透明 ごみ袋		
		調理くず等				
		紙屑			紙くず類、紙容器・菓子容器、たばこの吸い殻等	
		プラスチック製容器	プラスチック製品、ビデオテープ等			
		家具類	洋服ダンス、机、ベッド(スプリングマットレスは除く)		週2回	原則 無色透明 ごみ袋
		寝具類	ふとん、毛布、絨毯等			
	その他	紙おむつ、植木の葉、小さい木切れ等				
	不燃ごみ	陶磁器類	茶碗、皿、花瓶等	月1回	原則 無色透明 ごみ袋	
		ガラス類	蛍光灯、電球、コップ等			
		金属類	なべ、やかん、鉄類等			
		家電類	ステレオ、ストーブ、掃除機、アイロン、炊飯器等			
		その他	化粧びん、ゴルフクラブ、自転車、ソファ等			
	資源ごみ	空き缶類	飲料用・スプレー缶等	月 1~2回	無色透明 ごみ袋	
		空きびん類	飲料用・食用びん等			

(2) 申込により収集するもの

分別区分	種類	内容	収集頻度	排出方法
家庭系ごみ	臨時ごみ	家庭系ごみのうち引っ越し、片付け等により発生した多量ごみで、委託業者により回収されるごみ。スプリング入りマットレス 外	随時 (申込制)	原則 無色透明 ごみ袋

(3) 拠点回収で収集するもの

分別区分	種類	内容	収集頻度	排出方法	
家庭系ごみ	不燃ごみ	使用済小型家電	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ等の小型家電のうち、回収ボックスの投入口(縦 20cm×横 35cm)に入るもの。	随時	市内拠点の専用ボックス
		蛍光灯・乾電池等の 廃水銀使用製品	蛍光灯、電池、水銀体温計等	随時	市内拠点の専用ボックス
	資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル	随時	市内拠点の専用 かご・ボックス
		古新聞など	古新聞・古雑誌・牛乳パック等(集団回収及び拠点回収)	随時	
		段ボールなど	古布・段ボール等(集団回収)	随時	

(4) 排出規制物

市(直営・委託)が行う一般廃棄物の収集に際しては、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。(柏羽藤クリーンセンターの搬入規程による)

- ・有害性のある物
- ・危険性のある物
- ・引火性のある物
- ・著しい悪臭を発する物
- ・特別管理一般廃棄物に指定されている物
- ・適正処理困難物
- ・上記に掲げるもののほか、廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

(5) 地域清掃時ごみ・祭りごみ

地域の清掃、祭り等の行事に係るごみについては、地域の美化活動推進と生活環境の向上のため、随時無償で収集しています。

(6) 犬・猫等の死体

飼い犬、飼い猫等の動物の死体については、飼い主等からの申込みにより引取り、柏羽藤クリーンセンターの焼却炉で有料(2000円)処理する方法、飼い主の直接搬入により柏羽藤クリーンセンターの動物専用炉もしくは柏原市斎場の動物専用炉において有料(6,000円)で随時処理している。

なお、飼い主不明の動物の死体は、環境対策課への申込みにより随時無償で引取っている。

4. 市以外が収集する家庭系・事業系ごみの排出方法等

(1) 許可業者による収集運搬

廃棄物処理法に基づき、市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬を実施する。

分別区分	種類	内容	収集頻度	排出方法
事業系ごみ	事業系ごみ	事業活動に伴って市内事業所から排出された一般廃棄物	随時	指定袋

(2) 柏羽藤クリーンセンターへの直接搬入

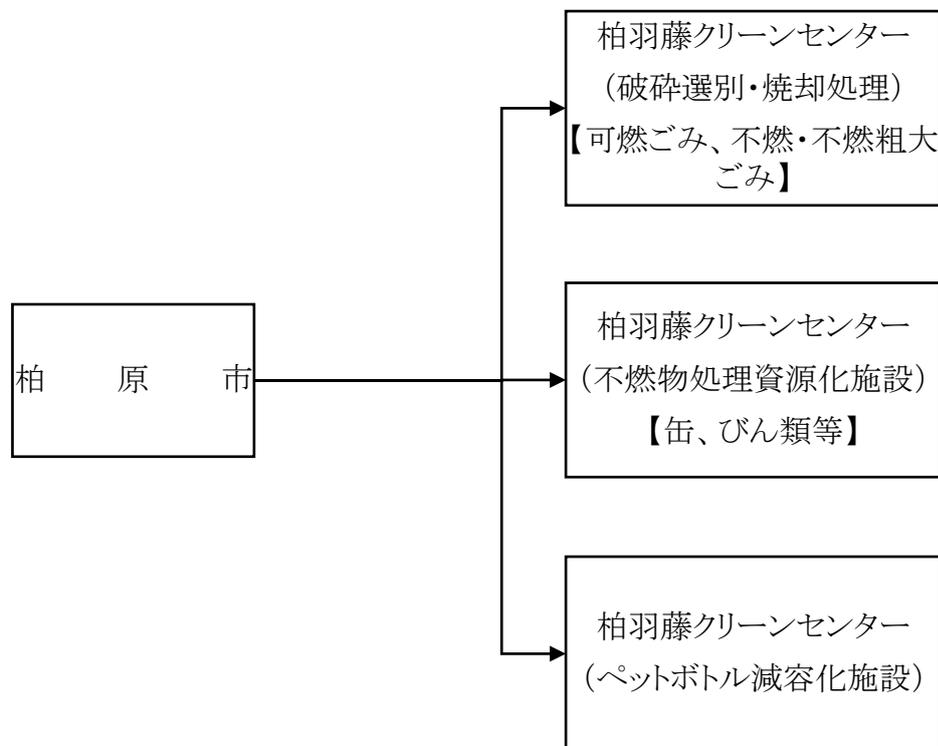
分別区分	種類	内容	収集頻度	排出方法
家庭系ごみ	自己搬入ごみ	上記家庭系ごみのうち柏羽藤クリーンセンターに自己搬入するごみ	随時	原則 無色透明 ごみ袋
事業系ごみ	自己搬入ごみ	上記事業系ごみのうち、事業者が柏羽藤クリーンセンターへ自己搬入するごみ	随時	

第4節 中間処理計画

柏原市から排出されたごみについて、焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設において破碎選別・焼却処理を行い、焼却の際に生じる蒸気をエネルギーとして回収し、蒸気タービン発電機で1,800kWの電気を発電し、場内の電力の大部分を賄うほか、場外の余熱利用施設へ熱供給する。不燃ごみは不燃ごみ処理施設にて、可燃物、不燃物、アルミ、鉄類の4種に分別し、アルミや鉄類等を回収する。

資源ごみである空き缶、空き瓶類は不燃物処理資源化施設へ運ばれ、施設内で空き缶はスチール缶を磁力選別、アルミ缶は手選別を行い回収する。空きびん類(カレット)は手選別により無色・茶・その他色にてそれぞれ分別回収を行う。

また、ペットボトルについては、ペットボトル減容化施設にて圧縮減容化を行った後回収を行う。



【施設概要一覧表】

施設名		ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
区分			
所在地	大阪府柏原市円明町 666 番地		
敷地面積	35,423,29 m ²		
工事	着工	昭和 63 年 7 月	
	竣工	平成 4 年 3 月	
処理方法	全連続燃焼式	衝撃剪断併用横形回転式 二軸剪断式 往復動式圧縮剪断式	
処理能力	450t/日 (150t/24h×3 基)	50t/日	
投入扉	全自動開閉観音開き式 8 基	4 基	
クレーン	全自動式 8 m ³	粗大ごみクレーン 5 m ³	
ピット容量	ごみ 4,500 m ³ 灰 480 m ³	粗大ごみ 1,000 m ³	

施設名		不燃物処理資源化施設	ペットボトル 減容化施設
区分			
所在地	大阪府羽曳野市川向 23 番地	大阪府柏原市円明町 666 番地	
敷地面積	約 1,200 m ²	—	
処理能力	20t/5h	1.5t/5h	
処理内容	①スチール缶の磁力選別 ②アルミ缶の手選別 ③びん類(無色・茶・その他)の 手選別	ペットボトルの減容	

第5節 最終処分計画

柏羽藤環境事業組合の焼却場施設から搬出された焼却灰は、本組合の雁多尾畑最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)へ搬入し、最終処分を行う。

名称	雁多尾畑最終処分場
事業名	一般廃棄物最終処分場整備事業
所在地	大阪府柏原市雁多尾畑 1750 番地
着工	平成 14 年 2 月 15 日
竣工	平成 16 年 3 月 10 日
事業費	3,906,924 千円
埋立面積	22,200 m ²
埋立容量	265,000 m ³
埋立方式	準好気性方式(セル&サンドウィッチ工法)

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)
根拠法律	広域臨海環境整備センター法(昭和 56 年法律第 76 号)
広域処理対象地区	近畿 2 府 4 県 168 市町村
広域処理場対象港湾	4 港湾
業務	①湾管理者の委託 ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 外
	②地方公共団体の委託 ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 一般廃棄物等による海面埋立て 外
	③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
資本金・出資団体	1 億 3,690 万円 地方公共団体(174 団体)、港湾管理者(4 団体)
管理委員会	管理委員長:大阪府知事 管理委員:滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

第2章 生活排水処理実施計画

第1節 基本事項

1.計画の目的

本計画は、環境衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、平成30年度における生活排水の適正な処理について、必要な事項を定めるものである。

2.計画区域

柏原市全域

3.計画期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4.計画の対象とする廃棄物とその区分

本市で発生する生活排水のうち、公共下水道によらずくみ取りによって処理するし尿及び浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)によって処理する生活排水を本計画の対象とする。

【し尿等の分類】

- ・し尿
- ・合併処理浄化槽汚泥
- ・単独処理浄化槽汚泥

5.計画処理量

区分	処理量(kl/年)
し尿	4,199
浄化槽汚泥	5,317
計	9,516

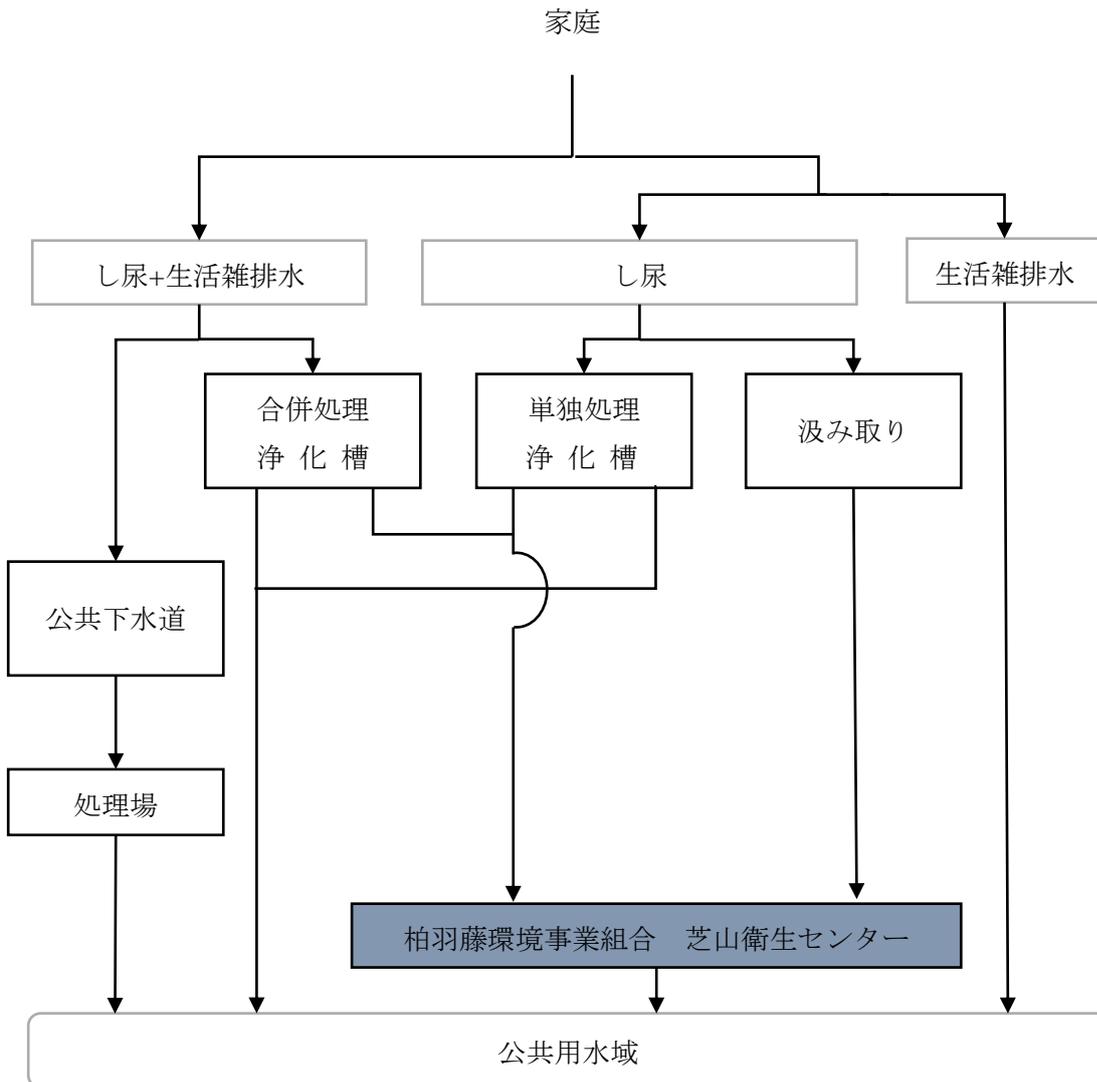
6.し尿等の処理方法

- (1)一般家庭、店舗及び事務所等の汲取り式便所から排出されるし尿は、収集運搬業務について市の委託を受けた受託業者が汲取りを行い、芝山衛生センターに搬入する。
- (2)浄化槽を管理している者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については大阪府知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市の許可を得ている浄化槽清掃業者に依頼して法令等の定める期間ごとに実施するものとする。

第2節 生活排水処理計画

1. 処理体制

柏原市では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道または合併処理浄化槽を使用している世帯、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯及びし尿の汲み取りを行っている世帯がある。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柏羽藤環境事業組合が運営する芝山衛生センターにて処理する。



2.生活排水処理対象別人口及び処理主体

区分	処理対象物	人口 (人)※	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	54,277	柏原市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	7,851	柏羽藤環境事業組合
単独処理浄化槽	し尿	4,187	柏羽藤環境事業組合
汲み取り	し尿	3,469	柏羽藤環境事業組合

※人口は、平成30年4月1日時点集計値

3.浄化槽汚泥の収集運搬の許可方針

浄化槽汚泥の収集運搬業の許可等に関する方針は、「柏原市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）の許可等に関する方針」に定める。

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

1.処理実績

(単位 kl/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
し尿	5,562	4,958	4,736
浄化槽汚泥	6,786	6,431	6,151

2.収集運搬体制

下水道整備の推進により、し尿や浄化槽から発生する汚泥の抑制に努める。

3.中間処理計画

柏原市のし尿及び浄化槽汚泥は、柏羽藤環境事業組合の芝山衛生センターにおいて処理を行っている。

(1)処理施設の概要

項目	概要
施設名称	芝山衛生センター
所在地	大阪府柏原市国分市場 1-11-35
処理能力	290kL/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式 (IZ ジェットエアレーションシステム)
建物延床面積	2,889 m ²
埋立面積	[地下部]鉄筋コンクリート造 [地上部]鉄骨造

(2) 処理設備の概要

設備名称	概要
受入貯留設備	ドラムスクリーン+スクレュープレス
主処理設備	高負荷脱窒素処理方式(IZ ジェットエアレーションシステム)
汚泥処理設備	脱水設備
脱臭設備	高濃度臭気→生物脱臭+薬液洗浄脱臭中・低濃度臭気→薬液洗浄脱臭

オ. 最終処分計画

し渣の焼却灰及び沈渣汚泥は、大阪湾広域臨海環境整備センターに処理を委託する。

(注)水再生センターで処理後に発生する汚泥は、大阪南下水汚泥広域処理場に処理を委託